

高まる外国人材流出の懸念 ～動き出す「育成就労制度」の地方への配慮策～

大都市圏への転出が深刻な地方の外国人材

「特定技能1号」の在留資格を持つ全国の外国人労働者は2025年6月末時点で約33万人、うち「技能実習」からの移行者は約14万人で4割超を占めています。

「特定技能1号」は、原則“転籍”が認められていない技能実習とは異なり、働く場所や会社を自由に選択できることから、資格取得のタイミングで大都市圏へ転出する者も多く、広島県では▲1,195人の転出超過になっています（図表1）。

加えて、「技能実習」制度に代わって2027年4月にスタートする「育成就労」制度では、本人希望による“転籍”が認められる見込みで、外国人材の流出がさらに加速する可能性もあります。

地方企業の外国人材の安定的確保に向けて

こうしたことから、政府は「育成就労」制度において、大都市圏等への過度な偏在や地方からの外国人材の流出に歯止めをかけるルールを検討しています（図表2）。具体的には、①地方の優良企業の受入人数枠の拡大、②転籍の制限期間の設定、③転籍元企業が負担した初期費用の按分（転籍先企業の負担割合の明確化）など、地方企業の安定的な雇用の確保や、転籍元企業のリスクに配慮した内容となる見込みです。

ただし、外国人材の安定確保には、地方の企業が「魅力ある企業」であり続けることの重要性に変わりはありません。労働条件等の待遇改善や生活上の支援、日本語能力および技能の向上とキャリア形成支援など、監理支援機関等とも連携し、育成・定着に向けた本質的な取り組みを強化していくことがこれまで以上に求められています。

図表2 大都市圏等への過度な偏在や地方からの人材流出の緩和策（案）

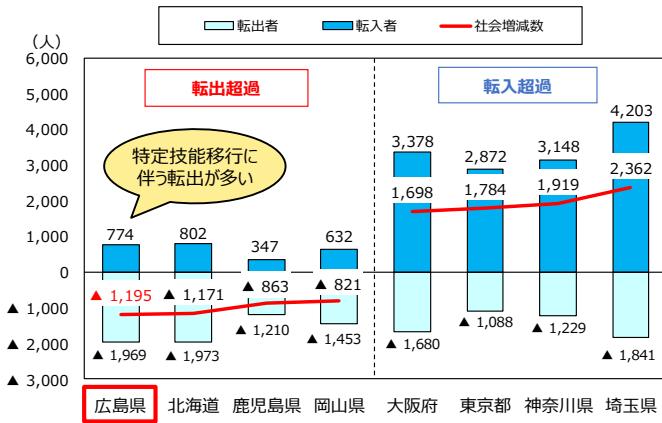
No.	項目	内容	期待される効果
①	受入人数枠	地方の優良な企業（注2）と監理支援機関は受入れ可能な基本人人数枠が3倍に拡大	・地方企業の外国人材受入の拡大 ・大都市圏等への過度な偏在の抑制
②	転籍制限期間	1年（農業など9分野）～2年（技能習得に時間を使う造船・船用や建設・介護など8分野）	・転籍元は一定期間の就労は確保 ・初期育成投資の回収
③	転籍元が負担した受入初期費用の按分（渡航費、研修費等）	国が定める標準額に、転籍元での就労期間に応じた按分率をかけた金額を、転籍先が転籍元へ支払う 例：1年で転籍した場合は6分の5 2年で転籍した場合は2分の1	・転籍元の初期投資未回収リスク軽減 ・費用負担の透明化によるトラブル防止と制度の信頼性向上
④	在籍者に占める転籍者割合の上限	大都市圏等の企業は自社の外国人在籍数の6分の1以下 地方の企業は自社の外国人在籍数の3分の1以下	・地方での雇用安定化 ・大都市圏等への過度な流出の抑制

（注1）「大都市圏等」は東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫の8都府県（ただし過疎地域除く）、「地方」はそれ以外の地域

（注2）「優良な企業」とは、例えば、雇用する外国人材の日本語能力・技能の習得実績・法令遵守体制・実績、地域共生などへの取組状況等が良好な企業

（資料）出入国在留管理庁、厚生労働省資料よりHD経済産業調査部作成

図表1 特定技能1号移行時の転出・転入状況（暫定値）



（注）2025年6月末時点の1号特定技能外国人のうち、技能実習からの移行時に都道府県を跨ぐ住居地の移動があった者

（資料）出入国在留管理庁資料よりHD経済産業調査部作成

品質向上のため
アンケートにご協力ください。



※ ナインアウト株式会社が提供する
アンケートサイトへ遷移します。

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客様ご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：松本（TEL082-247-4958）までお願いします。